



**ポイント**  
保険料は据え置きます  
給付制度は現行制度を維持します  
健康づくり、チャレンジ4を進めます

# 第91回国保組合会 保険料を4年連続据え置きます

仲間まもる優れた給付制度継続

## 2015年度事業と予算を承認

2月22日(日)保健センターげんき館にて開催され、15年度の国保運営について全体会、分代会で議論をかわし、全会一致で承認されました。来賓として全建総連の松尾慎一郎社会保険対策部長が列席されました。

1. 組合会の経過  
理事長あいさつのおと、議案と予算の提案があり、財政状況の説明がされました。午後からは4つの分代会で議論を深め、市町村国保の都道府県単位化、補助金の制度変更、マイナンバー制度についてなど熱心な議論が行われました。その後、全体会で分代会報告がされ、島専務理事よりまとめの発言があり、全議案が全会一致で承認されました。
2. 組合会で決定した事項  
① 保険料は据え置きます。  
② 部負担払戻制度や傷病手当金については従来通り実施します。  
③ 重症化入院対策「チャレンジ4」を促進し、健診受診率向上結果説明会参加者の増加で二次受診の促進を進めていきます。  
④ アスベスト塵肺対策を強化していきます。  
⑤ 16年9月の資格確認にむけて準備を進めます。  
⑥ 歳入では被保険者の減少で保険料収入が減少し、歳出では毎年

**社会保障の切り崩しをくい止めるため奮闘しましょう**  
理事長 酒巻圭一

皆さんのハガキ要請行動が確保されました。また健診などへの積極的な取り組みにより、医療給付費なども抑えることができました。その結果、14年度は8億5千万円の黒字が見込めようです。15年度は5億円の歳入不足ではありますが、繰越金で補い保険料を据え置きましょう。

### 分散会報告

市町村国保の運営責任を都道府県に移す方針は、社会保障制度の根幹を支えるべきです。国保の運営に直結する事項は、私たちが守るべきです。国保を守るために奮闘しましょう。

市町村国保の運営責任を都道府県に移す方針は、社会保障制度の根幹を支えるべきです。国保の運営に直結する事項は、私たちが守るべきです。国保を守るために奮闘しましょう。

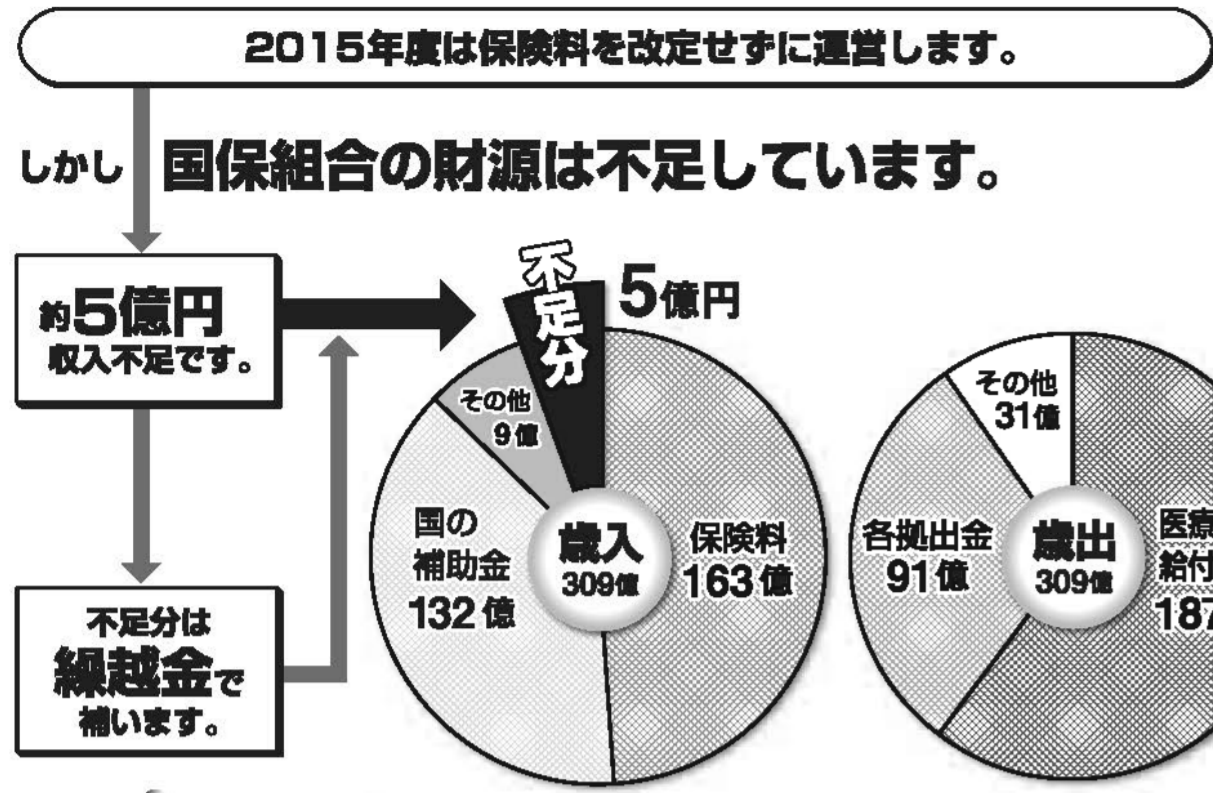
市町村国保の運営責任を都道府県に移す方針は、社会保障制度の根幹を支えるべきです。国保の運営に直結する事項は、私たちが守るべきです。国保を守るために奮闘しましょう。

**補助制度見直しの打開 現行水準の補助金確保**  
全建総連 松尾慎一郎 社会保険対策部長

日頃より全建総連の運動へのご協力、国保組合の日々の運営に敬意を表します。国の補助金は、被保険者数・介護納付金等の減少などにより総額は前年度減となるものの、医療費の伸びを見込み、一人当たりでは現行水準を確保することができるとも述べられました。

## 伸びる一人あたり医療費は健康づくり、受診で抑えよう

15年度予算総額は309億円で、歳入が保険料と国の補助金だけでは足りず、不足額は5億円となりました。しかし保険料は引き上げせず14年度からの繰越金を充当して運営します。単年度赤字は世帯あたり775円となります。歳入の確保のため、予算要求ハガキなど国の補助金を削減させない取り組みが大事になっています。



**ついに手を付けられた 定率補助金**  
16年度から段階的に削減

財務省と厚生労働大臣は15年度予算折衝の中で、現行32%の補助を16年度から段階的に縮小し、最低で13%の補助とする方針で合意しました。現段階では平均所得が150万円未満の国保組合(建設国保等)は現行の32%が維持されていますが、将来的に変更される可能性があります。

改定前は全て32%の補助率

大切な国保のために私たちに何ができる!?

- ① 国保に加入する仲間を増やそう。
- ② 健康づくりで、医療費を抑えよう。
- ③ 補助金確保・制度改善反対の運動をしよう。

**組合員・家族1人あたり(約27.5万円)で見た予算**

歳入の半分は皆さんの保険料で一人あたりでは年間14万4859円になります。一方国の補助金は4割の11万7803円です。補助金が削減されると保険料が増えてしまいますから補助金確保の運動が大切です。

歳出で一番多いのが6割を占める保険給付金で、一人あたりでは年間16万6743円になります。「チャレンジ4」を進めて重症化入院をなくし、ジェネリック医薬品への切り替えもすすめば歳出を減らすことができます。

項目	金額
保険料	14.5万円
国の補助金	11.8万円
その他	1.2万円

項目	金額
医療費と給付金	16.7万円
各拠出金	8.1万円
その他	2.7万円

**被保険者の異動手続きは14日以内に**

組合員は、自分の世帯に異動(家族の加入・喪失・住所変更等)があったときには、必ず14日以内に所属の支部に届出をしてください。届出が遅れると、保険料をさかのぼって支払っていただくことがありますので、ご注意ください。

国保だより新年号 クロスワードパズルへの応募

新年号への150通のお便り、ありがとうございました。

**高額療養費の自己負担限度額がわかりました。**

2015年1月診察分より、自己負担限度額が3区分から5区分に変更されました。

世帯所得額	2015年1月現在	
	通常	多数該当
ア 901万円超	252,600円+1%*1 *1(自己負担額-842,000円)×1%	140,100円
イ 600万円超 901万円以下	167,400円+1%*2 *2(自己負担額-558,000円)×1%	93,000円
ウ 210万円超 600万円以下	80,100円+1%*3 *3(自己負担額-257,000円)×1%	44,400円
エ 210万円以下	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税	35,400円	24,600円

**出産育児一時金の内訳がわかりました。**

1月出産分から出産育児一時金は「本体分」40万4000円、産科医療補償制度分1万6000円の合計42万円として支給します。

出産費貸付金は2015年1月出産より40万4000円となりました。

**2015年度の詳しい制度は、保険証交換会でお渡しする「なるほどガイドブック2015」(特典袋に同封)またはホームページをご覧ください。**